

京都府公益認定等審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府公益認定等審議会条例（平成20年京都府条例第2号）第13条の規定により、京都府公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、次の会議に報告しなければならない。

(審議の公正)

第3条 審議会は、委員の申出に基づき、当該委員が審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げるおそれがあると判断したときは、当該委員が審議及び議決に加わらないことを決定することができる。

(資料提出その他の協力)

第4条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問及び答申等)

第5条 審議会に対する諮問は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるよう必要な資料を添付して行う。

2 審議会が知事に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議経過
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行う。この場合の必要な手続については別に定める。

(報道機関への対応)

第8条 新聞等報道機関から、取材の申込みがあった場合は、事務局を通じて会長が審議会を代表して答えることとし、各委員への個別の取材には応じない。

2 審議会当日の写真撮影等の申込みについては、その都度審議会に諮った上、冒頭挨拶の場面のみ許可する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年6月5日から施行する。